

親権に関する陳述書の記載例

令和〇〇年〇月〇日
氏名 〇 〇 〇 〇

1 あなたの生活状況

(1) 生活歴（学歴、職歴、婚姻及び離婚その他生活歴上の主要な出来事等）

平成〇〇年 3 月 〇〇大学卒業
平成〇〇年 4 月 〇〇株式会社に入社
平成〇〇年〇月〇日 被告と婚姻
平成〇〇年〇月〇日 長女〇〇出生
平成〇〇年〇月〇日 被告及び長女と共に、東京都〇〇区のマンションに転居
令和〇〇年〇月〇日 被告と別居。長女と共に、〇〇区の賃貸アパートに転居

(2) 現在の職業の状況（勤務先、業務内容、職務内容、勤務時間、休日、残業の頻度）

勤務先 〇〇株式会社（東京都〇〇区所在）
業務内容 〇〇の製造及び販売業
職務内容 営業職。得意先回りが多い。
勤務時間、休日、残業の頻度

月曜日から金曜日まで出勤する。勤務時間は、午前 9 時から午後 5 時までである。休日出勤はほとんどないが、月末は多忙であり、年に二、三回休日出勤する。残業は、週に 2 回程度あり、1 回の残業は 1 時間ほどである。通勤時間は片道約 4 5 分である。

(3) 経済状況（主な収入と支出、婚姻費用の分担状況等）

ア 主な収入と支出

収入

給与収入	月収〇〇〇, 〇〇〇円
被告からの婚姻費用	月額〇〇〇, 〇〇〇円
合計	月額〇〇〇, 〇〇〇円
賞与	年間〇〇〇, 〇〇〇円

支出（月額）

家賃	〇〇〇, 〇〇〇円
水道光熱費	〇〇, 〇〇〇円
食費	〇〇, 〇〇〇円
学習塾費用	〇〇, 〇〇〇円
.....	〇〇, 〇〇〇円
合計	〇〇〇, 〇〇〇円

イ 婚姻費用の分担状況

令和〇〇年〇月〇日、東京家裁において調停が成立し、被告から原告に対し、同年〇月から月額〇万円が支払われている。

(4) 健康状態（現在の心身の状況、既往症）

不眠により、令和〇〇年〇月から毎月 1 回〇〇病院（心療内科）に通院し、同年〇月まで、睡眠薬及び安定剤を服用していた。症状が軽快したため、令和〇〇年〇月か

ら通院していない。それ以降、特に自覚症状はない。

- (5) 同居者とその状況（氏名、年齢、続柄、職業、健康状態）

長女 ○○（○歳） 平成○○年○月○日生 小学5年生 健康

- (6) 住居の状況（間取り、利用状況、近隣の環境）

間取りは、甲第○号証（間取り図）のとおり。間取り図の洋室1を子ども部屋として使い、洋室2を原告と長女の寝室として使っている。

長女の小学校は原告宅から徒歩5分の距離にある。

2 お子さんの状況

- (1) 生活歴（同居家族、居住地、保育園・幼稚園・学校名）

平成○○年○月○日 長女○○出生

平成○○年○月○日 東京都○○区の原告及び被告の共有名義のマンションに転居

令和○○年○月○日 ○○区立○○小学校に入学

令和○○年○月○日 原告と共に、○○区の賃貸アパートに転居。被告と別居。
○○区立○○小学校に転校

- (2) これまでの監護状況（日常の衣食住やしつけについて誰がどのように世話をしてきたか）

ア 出生～別居

原告が、長女の身の回りの世話、健診や病院の受診などを主に行っていた。被告は、週1日程度、仕事から帰宅後、長女と一緒に過ごしたり、勉強をみたりしていた。保護者会への参加や面談の対応は原告が主に行っていたが、授業参観等の学校行事には被告も参加した。

イ 別居～現在

近所に住む原告の母の補助を受けて、原告が長女の世話をしている。

- (3) 同居中のお子さんと父・母との関わり

原告は、長女の出生以来、育児休業や時短勤務を取得して長女の身の回りの世話のほとんどを行い、長女と一緒に過ごす時間は多かった。

被告は、平日は帰宅時間が遅く、すでに長女が就寝していることが多かった。週1回程度は早めに帰宅できたため、長女と共に過ごしたり、勉強をみたりしていた。

休日は、令和○○年頃までは家族3人で出かけたり、長期休みには旅行へ行ったりしていた。ただし、父母の関係が悪化した令和○○年○月頃からは、3人で出かけることはなくなった。被告は、月2回程度、週末の午前中から昼過ぎまで長女を連れて出かけることがあったが、それ以外の時間は、原告が長女と過ごしていた。

- (4) 一日の生活スケジュール（平日及び休日）

【平日】

6:45 長女が起床

7:00 原告と一緒に朝食（メニューはトーストと玉子、牛乳など）

8:10 長女が登校

15:30 頃 長女が帰宅。勉強をしたり、友達と遊んだりする。塾のある日は原告の母の付添いで塾へ行く。

18:00 原告が帰宅

18:30 (塾のある日) 塾から帰宅(原告又は原告の母が迎えに行く。)
19:00 原告と一緒に夕食。夕食後、勉強をしたり、テレビを見たりする。
20:00 入浴
21:00 就寝

【休日】

8:00 長女が起床
8:15 原告と一緒に朝食
9:00 勉強、読書。友達と遊ぶこともある。
12:00 原告と一緒に昼食(外食することもある。)
13:30 近くの公園に遊びに行ったり、買物に行ったりする。
16:00 帰宅
18:30 原告と一緒に夕食。夕食後、勉強をしたり、テレビを見たりする。
19:30 入浴
21:00 就寝

(5) 心身の発育状況、健康状態及び性格(出生から現在までの状況、持病や障害等の状況)

ア 心身の発育状況

これまで発育は順調で、これといった問題はない。生後3～4か月で首がすわり、1歳で歩行ができた。おむつは3歳で外れた。言葉は1歳半ころから「パパ」、「ママ」などの発語が見られ、3歳ころから急激に語彙が増えた。小学校入学後、勉強はよく理解できていた。

イ 健康状態

3歳ころ、アトピー性皮膚炎の診断を受けた。現在は月2回通院し、内服薬と塗り薬を処方されている。

そのほかは、たまに風邪をひくくらいで目立った病歴はない。

ウ 性格

明るく、誰とでも仲良くできるが、最近是人の目を気にする傾向がある。

別居の前後、学校に行きたがらないことがあったが、現在は仲の良い友達ができ、楽しく登校できている。年頃になり、家では気分が乗らないと返事をしないときもあるが、学校のことや友達の話などをしてくれることも多い。また、中学受験に向けて、勉強に励んでいる。

(6) 現在の通園、通学先における状況(園・学校名、所在地、出席状況等)

学校名 ○○区立○○小学校

所在地 ○○区○○1-1-1

電話 ○○-○○○○-○○○○

出席状況 今年度は、発熱により3日欠席した。遅刻や早退はない。

(7) 父母の紛争に対する認識、あなたからお子さんへの説明状況、説明を受けた際のお子さんの反応等

「パパとママはけんかして、一緒に住めないので別々に暮らす。」と説明しており、長女は、原告と被告がうまくいっていないことは理解している。裁判については、父母が、これからの家族のことを話し合っていると説明した。長女は「そうなんだ。」という反応だった。

- (8) 別居している親とお子さんとの、別居後の交流状況（対面・手紙等での交流の状況）

令和〇〇年〇月から毎月1回、日曜日に半日程度、被告と直接交流している。日時や場所については、原告と被告とで連絡を取り合って決めている。場所は、近所のショッピングモールや〇〇などが多い。交流時には、原告は立ち会わず、被告と長女の二人で実施している。交流の前後で長女に変わった様子はない。小学校の行事予定を原告から被告に送っており、運動会など保護者が複数人参加可能なものについては、被告が見学に来ている。

3 監護補助者

- (1) 監護補助者について（現在、監護を補助している方又は今後の補助を予定している方。氏名、年齢、住所、続柄、職業、健康状態）

・原告の母 〇〇〇〇（〇歳） 昭和〇〇年〇月〇日生
職業 パート（スーパーマーケット）
住所 〇〇区〇〇1-1-1

心臓病により、令和〇年〇月から1か月間入院した。現在も月1回通院、服薬しているが、日常生活に支障はない。

- (2) 具体的な監護補助の状況

原告の母は、原告宅から徒歩5分の場所に住んでおり、塾の送迎をしたり、原告の帰宅が遅いときに、原告宅へ来て夕食の用意をしたりする。

4 父母の関わり等

- (1) 同居中の、お子さんの養育における父母の関わり

被告は、帰宅時間が遅く、アトピーや幼稚園でのトラブルなど、長女のことで相談したいことがあってもできないことが多かった。令和〇〇年頃に被告との関係が悪化し、長女の前では口論をしないようにしていたが、会話はほとんどなくなり、長女に関することは、小学校の費用や提出物等、最低限必要な範囲で、メールや紙のメモでやり取りしていた。

- (2) 別居後の、父母間の連絡状況、お子さんの監護や親権行使に関する協議の状況等

原告と被告は、長女と被告との交流について、主にメールでやり取りしている。小学校の行事等は、原告から被告に予定表や案内をメールで送って共有している。長女の居所や通わせる塾について、意見の相違からメール上でもめたことがあるが、今は、親子交流以外のことは代理人を通してやり取りをしている。

5 監護計画等

- (1) あなたが単独親権者となった場合の具体的な監護計画、あなたが予定する離婚後の養育における父母及び親子の関わり

（子と同居している親の場合の例）

・引き続き現住居に住み、原告の母の補助を受けながら、現状どおりの監護を続ける予定である。

・これまでどおり、毎月1回、被告と長女が交流することは構わない。父母間では、主にメールで必要なやり取りをしていく。

(子と同居していない親の場合の例)

- ・現住居である被告の実家に長女を引き取り、監護していく。小学校は、近所の△△区立△△小学校に転校させる予定である。平日の夕食は被告の母が作り、朝食や休日の食事の用意は被告が行う。また、中学受験に向けての勉強をサポートしていく。
- ・原告と長女の交流に制限を設けるつもりはない。メールや電話等で自由に連絡を取り合うことや週末等に原告宅に長女が宿泊することも認める。日程調整は、これまでどおり原告と被告が直接連絡を取って行うことでよい。長女が中学生以降は、長女と原告とで連絡を取って会うことでよい。

(2) 共同親権となった場合の具体的な監護や親権行使の計画、あなたが予定する離婚後の養育における父母及び親子の関わり

(子と同居している親の場合の例)

- ・居所や日々の監護の方針、親子交流についての考えは、上記5(1)と同様。
- ・共同親権者となる被告とは、メールで必要なやり取りをするほか、中学、高校、大学への進学の際には、長女の希望も大切にしながら、進学先や費用負担について話し合いたい。

(子と同居していない親の場合の例)

- ・居所や日々の監護の方針、親子交流についての考えは、上記5(1)と同様。
- ・長女のことに関しては、日頃からメールや電話等で必要なやり取りをするほか、長女の進学など教育に関すること、長女の病気や怪我などについては、原告と情報を共有し、協議して決めていきたい。

(3) 上記計画についてのお子さんへの説明内容、お子さんの理解の程度

(※お子さんの年齢・発達の状況に応じて、具体的に説明したことがあればお書きください。)

(子と同居している親の場合の例)

- ・父母共に長女との生活を希望していることを伝えている。長女は、転校するのは嫌なので、このまま原告と一緒に暮らしたいと言っている。
- ・被告が、離婚しても中学受験の学校選びに関わりたいと思っているようだと伝えている。長女は、被告は中学受験を経験しているので、話を聞けると参考になると言っていた。

(子と同居していない親の場合の例)

- ・被告からは、父母でこれからの生活や、長女のことについて話し合っているとだけ伝えている。長女は、「わかっている。」というような反応だった。
- ・原告からは話を聞かされているようで、一度「パパとママは離婚するんでしょ。」と言われた。被告と会えなくなるのは嫌と述べていたため、被告としては、これからは被告には会えるし、親として責任をもって育てていきたいと伝えた。

6 その他（お子さんの監護に関して、参考となる事項があればお書きください。）